

●香川県告示第435号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、香川県土木部河川砂防課及び香川県西讃土木事務所総務課において縦覧に供する。

平成25年9月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 河川の名称

二級河川柞田川水系大池川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成25年9月20日

3 廃川敷地等の位置

観音寺市大野原町丸井字塩塚1268番3、1268番5、1278番1及び1278番5の地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 1,703.29平方メートル